指定訪問介護サービス

重要事項説明書

〈令和７年９月１日現在〉

訪問介護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

１．ご利用事業所の名称

法人の名称	社会医療法人　豊生会
代表者名	星野　豊
事業所の名称	ヘルパーステーション　よりそい
介護保険事業所番号	０１７５９００２３２
所住地	夕張市鹿の谷３丁目１１８番２
連絡先	Tel　0123-57-7002　　Fax　0123-57-7885
相談担当者	管理者　　佐藤　秀悌

２．事業の目的・方針

目的	指定訪問介護ヘルパーステーションよりそいは、介護保険法の定めるところにより、介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）は、要介護者の居宅に訪問して指定訪問介護を提供することを目的とする。
方針	指定訪問介護事業所ヘルパーステーションよりそいは、次の事項を運営方針とする。 （ア） 指定訪問介護事業所ヘルパーステーションよりそいの訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じた日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 （イ） 指定訪問介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をはかり、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供につとめる。

３．ご利用事業者の従業員の職種、員数及び勤務形態

管理者	常勤　１名（兼務）
サービス提供責任者	常勤　１名（兼務）以上
訪問介護員	常勤　２名

４．ご利用営業所の営業日

営業日	月～金曜日　午前８時３０分～午後５時３０分
サービス提供日時間	年中無休（但し、通院等乗降介助は月曜日～土曜日） 24 時間対応（但し、通院等乗降介助は９：００～１７：００）
緊急時	24 時間　電話等により連絡が可能な体制

５．通常営業の実施地域

通常の事業実施地域：夕張市内全域

６．ご利用の個人情報の取扱いについて

ヘルパーステーションよりそいでは、個人情報を正確かつ安全に取り扱うために、厚生労働省のガイドラインに基づき個人情報は適切な管理に努めています。

７．事業所の情報開示について

ご利用及びご家族の要望があれば、情報を開示いたします。

８．訪問介護サービスの内容

1. 利用者に対する指定訪問介護サービスの内容は次のとおりとします。
   - ・身体介護:入浴・排泄・食事などの介護
   - ・生活援助:調理・洗濯・掃除・買い物などの日常生活上のお世話
   - ・通院等乗降介助
   - ・居宅介護支援事業者及び他介護サービス事業者などへの連絡・調整
2. 指定訪問介護は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて指定訪問介護の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対し説明を行い、指定訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を行うのに必要な援助を行う。
3. 指定訪問介護を提供した際は、サービス提供記録へ提供日及び内容を記載する。

９．利用料及びその他の費用

(1) 利用者負担金

・介護給付サービスの適応がある場合は、料金表のサービス費に介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が利用者負担になります。ただし、介護保険の適応がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービスは、全額が利用者の負担になります。適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、関係市町村の窓口に提出いたしますと差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 料金表；別表参照

(3) 自費料金

・ご利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品等の費用はご利用者の負担になります。

その他事業所で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

１０．事故発生時の対応

1 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行い、管理者に報告する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供時に事故が発生した場合は速やかに市町村・ご家族・各関連機関などに連絡するとともに記録を作成し保管及び再発防止等に必要な措置を行う。

11. 緊急時における対応方法

1 連絡先及び対応可能時間

緊急時における対応は、事業所からの転送システムにより担当職員が24時間対応する。

電話番号: 0123-57-7002

2 対応方針

①指定訪問介護の提供時以外で利用者から病状急変等の緊急連絡を受けた場合は事前の打ち合わせにより利用訪問看護ステーション、または御家族、緊急連絡先に連絡するとともに適切な対応をする。

②指定訪問介護の提供時間以外に事故が発生し、利用者から連絡が入った場合は事前の打ち合わせにより利用訪問看護ステーション、または御家族、緊急連絡先に連絡するとともに適切な対応をする。

１２．相談窓口、苦情対応

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所ご利用相談室 （月曜日から金曜日、午前9時～午後5時）	ヘルパーステーションよりそい 管理者 佐藤 秀悌 TEL 0123-57-7002

☆公的機関においても、苦情申し出ができます。

夕張市保健福祉課	夕張市役所 2 階 TEL 0123-52-3106
高齢者・障がい者生活あんしん支援センター （あんしんセンター）	札幌市中央区大通西 19 丁目 TEL 011-632-7355
北海道国民健康保険団体連合会	札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6F 総務部介護・障害者支援課 企画・苦情係 介護サービス苦情相談専用直通電話 TEL 011 - 231 - 5175

１３．キャンセル料金

急なご都合等により、訪問介護及び介護予防訪問介護サービスのキャンセルを希望される場合には、当事業所までご連絡下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされたり、訪問時間に不在の際はキャンセル料として 1,000 円（但し通院等乗降介助は 500 円）を申し受け

ます。

１４．　損害賠償

１　訪問介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

２　前項において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。但し当事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

３　前項において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することが出来ます。

１５．利用者の尊厳

利用者の人権･プライバシー保護のためのマニュアルを作成し従業者教育を行います。

１６．身体拘束の禁止

１　サービスの提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

２　緊急やむを得ない理由により拘束せざるをえない場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

３　身体的拘束等を行う場合には、事前に当該利用者又はその家族等に、身体的拘束等の態様等を説明します。ただし、やむを得ない事情により、事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。

４　前項の規定により、事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後､速やかに当該利用者又はその家族等に､身体的拘束等の態様等を説明します。

１７．虐待の防止

１　事業所は虐待の発生又はその再発を防止する観点から､虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに､その結果について従業員に周知徹底を図ります。また、委員会において、虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止の基本的な考え方、事業所内の組織、研修に関する基本方針、万が一虐待が発生した場合の対応方法を明確にしていきます。従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を配置します

２　利用者及びその苦情解決の体制整備、その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。また、必要に応じて成年後見人制度の利用支援を行います。

【基本料金】

2024年4月1日

サービス内容	時　間	料金目安	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担
身体介護	20分未満	1,790円	179円	358円	537円
	20分以上30分未満	2,680円	268円	536円	804円
	30分以上1時間未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	1時間以上1時間30分未満	6,230円	623円	1,246円	1,869円
	以降30分増すごと				
生活援助	20分以上45分未満	1,960円	196円	392円	588円
	45分以上	2,420円	242円	484円	726円
身体介護 ＋ 生活援助	身体：20分以上30分未満 生活：20分以上45分未満	3,460円	346円	692円	1,038円
	身体：20分以上30分未満 生活：45分以上70分未満	4,190円	419円	838円	1,257円
	身体：20分以上30分未満 生活：70分以上	4,910円	491円	982円	1,473円
	身体：30分以上1時間未満 生活：20分以上45分未満	5,070円	507円	1,014円	1,521円
	身体：30分以上1時間未満 生活：45分以上70分未満	5,790円	579円	1,158円	1,737円
	身体：30分以上1時間未満 生活：70分以上	6,520円	652円	1,304円	1,956円
通院等の乗降介助		1,070円	107円	214円	321円

加算割増	適用	1回当たりの料金	介護保険1割負担
加算料金	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の13.7％	
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の6.3％	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の2.4％	
	初回加算	2,000円	200円
	緊急時訪問加算	1,000円	100円
割増料金	午前6時～午前8時	基本料金の25％増	
	午後6時～午後10時	基本料金の25％増	
	午後10時～午前6時	基本料金の50％増	

※上記金額は、特定事業所加算（Ⅱ）が加算された金額となっております。

令和　　年　　月　　日
契約の締結にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました

説明者：
職名　管理者　　氏名　　佐藤　秀悌　　印
〈事業所〉
住　　所　　夕張市鹿の谷３丁目１１８番２

社会医療法人　豊生会　　ヘルパーステーションよりそい　　印
上記の説明を受け、了承しました。

氏　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　印

住　所　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　　（　　）　　―＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人　氏名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　印　（続柄　　）

住　所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　　（　　）　　―＿＿＿＿＿＿＿＿